

通所リハビリ 介護サービス費・利用料

No.1 要介護	費用(円)					算定 単位	備考
	提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4		
基本料金(1割負担) ※負担割合証に応じて計算されます。	1時間以上 2時間未満	361	392	421	450	481	1日 (時間延長サービス) 8時間以上9時間未満 +50円 9時間以上10時間未満 +100円 10時間以上11時間未満 +150円 11時間以上12時間未満 +200円 12時間以上13時間未満 +250円 13時間以上14時間未満 +300円
	2時間以上 3時間未満	375	431	488	544	601	
	3時間以上 4時間未満	477	554	630	727	824	
	4時間以上 5時間未満	540	626	711	821	932	
	5時間以上 6時間未満	599	709	819	950	1077	
	6時間以上 7時間未満	694	824	953	1102	1252	
	7時間以上 8時間未満	734	868	1006	1166	1325	

各種加算	費用(円)	算定単位	備考	
理学療法士等体制強化加算	30	1日	規定する配置基準を超えて理学療法士等を専従かつ常勤で配置した場合に算定(1時間以上2時間未満に限る)	
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上 4時間未満	12	1日 規定する配置基準を超えて理学療法士等を配置した場合に算定	
	4時間以上 5時間未満	16		
	5時間以上 6時間未満	20		
	6時間以上 7時間未満	24		
	7時間以上 8時間未満	28		
	リハビリテーションマネジメント加算	(A)イ 240 (A)ロ 273 (B)イ 510 (B)ロ 543		1月
短期集中リハビリテーション実施加算	110	1日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合算定	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	240	1日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または通所開始日から起算して3月以内の期間に認知症のリハビリテーションを集中的に行った場合算定(1週間に2日を限度)
	(II)	1920	1月	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または通所開始日から起算して3月以内の期間に認知症のリハビリテーションを集中的に行った場合算定(1月4回以上リハビリ実施かつリハマネ加算算定が条件)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1250	1月	生活行為の内容の充実を図るためのプロセス(厚労省の定めるもの)を行った場合 ※利用開始月から起算して6月以内に限る	
重度療養管理加算	100	1日	要介護度・医学的判断・医学的管理等を踏まえてリハビリテーションを行った場合に算定	
入浴介助加算	(I)	40	1日	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助
	(II)	60		上記内容に加え個別の入浴計画に基づき個浴を居室の状況に近い環境で行う入浴介助
中重度者ケア体制加算	20	1日	中重度の要介護者であっても、社会性の維持を図るとともに、在宅生活が継続できるケアを計画的に実施するためのプログラムを作成し手厚い職員配置をします	
若年性認知症利用者受入加算	60	1日	65歳未満の方に対して個別担当者を配置します	
栄養アセスメント加算	50	1月	管理栄養士を配置し栄養アセスメントを体制及び実施した場合算定	
栄養改善加算	200	1回	管理栄養士とともに栄養ケアを整備した場合算定(月2回を限度)	
口腔・栄養スクリーニング費	(I)	20	1回	口腔・栄養状態を確認し、ケアマネジメントを行った場合に6月に1回を限度として算定
	(II)	5		
口腔機能向上加算	(I)	150	1回	口腔ケアについて、事業所としての計画を策定し評価及びケアを実施した場合に算定(月2回を限度) ※(I)(II)の同時算定は不可
	(II)	160		上記内容に加え厚生労働省が求める情報提供を行った場合算定(月2回を限度)
送迎減算	-47	片道	事業所が送迎を行わない場合減算	
同一建物減算	-94	1日	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合減算	
移行支援加算	12	1日	厚生労働省が定める移行支援プロセスを行い評価対象機関に一定の基準を超えた場合算定 ※加算算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの算定。	
科学的介護推進体制加算	40	1日	厚生労働省が求める情報提供を行った場合算定	
サービス提供体制強化加算	(I)	22	1日	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定
	(II)	18		
	(III)	6		

* 上記は1割負担の場合について記してありますが、負担割合証に応じて1～3割で計算されます。

* 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費として、以下の実費を徴収します。

(1) 事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル未満 1キロメートルごとに200円

(2) 事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル以上 1キロメートルごとに300円